

# 家畜保健衛生所情報

令和7年10月15日

## 口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等 発生農場における手当金及び特別手当金について

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜に係る家畜の所有者に対して交付される手当金及び特別手当金の減額については、発生事例ごとに、①飼養衛生管理の状況、②早期通報の実施状況、③まん延防止への協力等の状況について、総合的に勘案し決定されます。

この度、農林水産省は手当金の減額について見直しを行いました。昨今の高病原性鳥インフルエンザや豚熱の再発事例において、繰り返しの飼養衛生管理の不備が見られたこと等を踏まえ、以下の点についてより厳しくなりました。

（詳しくは別紙参照）

- ・家畜の異常を確認していたにもかかわらず、早期に通報しなかった場合
- ・飼養衛生管理基準の項目が繰り返し守られない場合 等

なお、この見直しは、令和7年10月1日以降に発生した事例に適用されます。

皆様には家畜伝染病の発生及びまん延防止のため、毎日の健康観察や飼養衛生管理を徹底し、疑わしい症状を発見した場合は、ただちに家畜保健衛生所までご連絡くださいますようお願いいたします。